

地域審議会の概要

【地域審議会の概要】

市町村の合併の特例に関する法律に基づき、住民の意見を市政に反映させ、きめ細やかな行政サービスを提供するために、旧北村・旧栗沢町の区域に設置された市長の附属機関です。

【地域審議会の任務】

- 1 設置区域に係る次の事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申します。
 - (1) 新市建設計画の変更に関する事項
 - (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 設置区域に係る新市建設計画の執行状況その他必要と認める事項に関し、市長に意見を述べることができます。

【設置期間】

地域審議会の設置期間は、合併の日（平成18年3月27日）から10年間以内としています。

【組 織】

地域審議会は、委員10人以内で組織します。

【委 員】

委員は、設置区域内に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱します。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者（2人以内）

【任 期】

委員の任期は2年とし、再任することもできます。